

## 協議会の取組状況の公表に関する取扱いについて

### 1 これまでの取扱い

本協議会は、障害者差別に関する相談等の情報共有を行うこと等を鑑み、これまで傍聴者を募らず、原則、非公開の会議として運営してきた。

また、議事概要についても公開していないこともあり、本協議会の開催状況や議事内容について透明性を確保しているとは言いがたい状況であり、令和2年度に実施した尼崎市障害者計画（第4期）・障害福祉計画（第6期）の策定に係るパブリックコメントにおいても、「障害者差別解消支援地域協議会の取組が可視化されておらず、ホームページ等で取組の状況を明らかにすべきではないか」といった意見も寄せられたところである。

### 2 国の考え方

内閣府が作成した「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」には、障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の公開・非公開の判断について、以下のとおり記載されている。

- ・ 地域協議会を公開するかどうかについては、それぞれの地域協議会の機能や協議事項、地域の実情等を踏まえて判断することが大切である。
- ・ 仮に地域協議会を公開する場合は、固有名詞や個別事案を一般化した上で取り上げるなど、守秘義務に抵触しないよう留意する必要がある。
- ・ 地域協議会を公開しない場合は、適切な情報公開の観点から、事後に議事概要を公表したり、求めに応じて記者へのブリーフィングを行うなどの対応を行うことが望ましいと考えられる。

### 3 本市の会議体における基本的対応

現在、本市の附属機関及び会議体の運営にあたっては、平成30年9月に改定された「附属機関に関する基本的な指針」等に基づいて運用しているところであり、同指針において、会議等の公開に関しては以下のとおり整理されている。

各機関において、以下のとおり会議等の公開に努めるものとする。

- (1) 機関の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後公表する。
- (2) 会議又は議事録を公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。

なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

ただし、行政処分、不服審査等に関する事務を行う機関で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (3) 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、本市ホームページ等を活用し、一般の閲覧、複写が可能となるよう配慮すること。

#### 4 取組状況の公表に関する今後の取扱い（意見徴収）

前述の状況等を踏まえ、本協議会の取組状況の公表に関する今後の取扱いについて、改めて協議・検討が必要と思われる項目並びに主な選択肢は以下のとおり。

##### (1) 委員名簿の公開

###### ア 公開

(ア) 氏名及び所属団体名、役職名を公開

(イ) 氏名のみ公開

(ウ) 所属団体名、役職名のみ公開

###### イ 非公開

##### (2) 会議の公開

ア 原則公開（ただし、個人情報等を含む又は個人情報等が容易に推測され得る内容について議論を行う場合は傍聴者に一時退室を求める。）

###### イ 非公開

##### (3) 会議資料の公開

ア 原則公開（ただし、個人情報等を含む又は個人情報等が容易に推測され得る内容については非公開とする。）

###### イ 非公開

##### (4) 議事概要の公開

ア 原則公開（ただし、個人情報等を含む又は個人情報等が容易に推測され得る内容については非公開とする。）

###### イ 非公開

以 上